

平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ 外2名

準備書面(2)

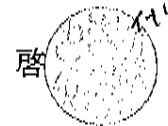
平成29年2月6日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 清水



同 弁護士 野間



同 弁護士 出口 かおり



第1 被告株式会社ウェッジ・同大江の答弁書に対する認否

被告株式会社ウェッジ(以下「被告ウェッジ」という。)・同大江(以下両名をあわせて「被告ウェッジら」という)の答弁書について必要な限度で認否反論する。

1 「第3」2について

(1) (1) について

認める。

(2) (2) について

否認ないし争う。

本件各記事は、原告の名誉を毀損し研究班の研究内容に難癖をつけ妨害し中止に至らせることを目的としたものであり、およそ公益を図る目的に出たものでは

ない。

被告ウェッジらは、NEWS 23の報道（乙1）における原告のコメントも併せて「捏造」と書いた旨を主張するが、報道が間違っているとか、視聴者に誤解を与えるというのであれば、真っ先に株式会社TBS（以下、「TBS」という。）に対して誤報を指摘し、TBSが速やかに訂正報道できるようにしたはずである。しかるに、被告大江及び同村中はTBSに対する連絡を一切行っておらず、誤報を訂正させようという姿勢がない。誤報が社会に与える影響について、驚くべき無関心ぶりである。

これに対して、被告らが実際に行なったことは、本件各記事を公表することだったのであり、本件各記事は、原告や原告の研究班に関わる人物が子宮頸がんワクチンの副反応に関する研究について捏造行為をしているとか、原告個人は上昇志向があり、メディア出演が好きで、本研究についてもメディアに注目されて原告の名声を高めるためにデータの捏造を指示した可能性を示唆するという書き方であり、もっぱら原告個人を非難的にして書き立てているだけである。

信州大学医学部がキッセイ薬品工業株式会社から寄付を受けたことと本件マウス実験の結果とは特段関係がないにもかかわらず、被告村中答弁書6頁において、根拠なく、原告に「強い個人的な利害関係」があると主張する態度にも、被告村中が原告個人を悪質に書き立てる意図が明白に表れている。

本件各記事執筆に際しての被告大江及び同村中の取材姿勢も、「期限までにお答えがない場合、実験デザイン、進捗のご報告を受けていた塩沢先生は、1、2ともにご回答は『YES』であったと理解して記事化させていただきますのでご了承ください。」（乙4）という、取材前から結論を決めつけた物言いであり、およそジャーナリストにあるまじき慎重な事実認定の姿勢がない。原告や塩沢教授の取材結果を踏まえて検討し、報道する姿勢を欠き、初めから結論を決めておいて、記事に書いてほしくなければ取材に応じろという「一種の脅迫」であり（甲1の記事の最終段参照）、およそまともなジャーナリストの取材姿勢ではない。塩沢教

授が被告大江の脅迫に屈せず、取材に応じなかったことから、「YES」と決めつけ、記事化してしまうのは報道の名に値しない。

加えて、本件各記事発表後、原告は約2ヶ月程度で本件訴訟を提起したにもかかわらず、被告ウェッジは被告村中に対する訴状の受領を拒み、同人の送達先さえも原告に開示しなかった。他人の行動や言動を厳しく批判するジャーナリストの仕事の性質からすれば、自己の言論活動には全責任を負うべく、批判する対象者に本名及び連絡先住所等を知らせるべきであるのに（ジャーナリストの名刺にも、通常、本名や連絡先住所が書かれているはずであり、反社会的勢力から攻撃を避ける等の余程の事情がない限り、仮名による執筆活動は考えにくい）、被告村中は、取材申し込み時から本名及び連絡先住所を明らかにしなかったばかりか、本件提訴後に被告村中に代理人が就任した後も、本名及び連絡先住所を明らかにせず、被告村中代理人の事務所住所地でしか訴状を受け取らないという頑迷さである。被告村中の代理人が辞任してしまうと、被告村中には裁判所からの連絡さえできないことになるという極めて無責任な態度である。これでは、原告は本件訴訟に勝ったとしても、被告村中に対して強制執行ができない。被告村中の無責任ぶりは徹底しており、自己の言論にジャーナリスト生命をかけるジャーナリストとはほど遠い。

このような被告村中に記事原稿を書かせ、これを掲載した被告大江も雑誌編集者として無責任極まりない。被告ウェッジはこのような無責任な被告村中、同大江による本件各記事の掲載を許容していた。被告らの態度からすれば、本件各記事について被告らに公益を図る目的があったとは到底言えない。

(3) (3) アについて

第1段落について、原告が本件実験を実施していないこと、及びA氏が本件実験を担当したことは認め、その余は不知。

第2段落及び第3段落は不知。

(4) (3) イについて

被告らによるA氏の取材経過及び取材内容は不知。

A氏の説明内容の要約のうち、原告に関する事実経過について認否すると、次の通りである。

(i) (3) イ①のうち、平成27年12月28日の本件教室のミーティングに原告も出席してA氏のプレゼンテーションを聴いたことは認め、その余は不知。A氏は、たしかに、原告に対して、「子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、生理食塩水（以下、これらをあわせて「子宮頸がんワクチン等」という。）をそれぞれ接種した NF-kBp50 欠損マウスから血清を採取し、これらの血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像」として、甲第5号証のスライドに掲載された画像（日本語の説明文字部分及び白線の円を除く）や、当該画像左側の脳の断面写真、スライド右上部分の棒グラフの画像（英語表示部分を含む）を示したが、このほかに、これらの血清と正常なマウス脳組織との反応による染色結果の写真はなかった。

(ii) (3) イ②は否認する。

上記の通り、これらの血清と正常なマウス脳組織との反応による染色結果の写真は甲第5号証に掲載された1枚の画像しかなく、したがって、②記載の原告の指摘と、これに対するA氏の回答はあり得ない。

(iii) (3) イ③は、原告が、成果発表会で甲第5号証のスライドを発表したことは認め、その余は否認する。訴状5頁にも書いたとおり、原告はA氏から直接画像を受け取ったことはなく、したがって、A氏が原告に対して承諾するという経過もあり得ない。

(iv) (3) イ④も否認する。上記の通り、これらの血清と正常なマウス脳組織との反応による染色結果の写真はもともと1枚しかなく、原告が複数枚存在するものから子宮頸がんワクチンで緑色に染まった画像だけを発表した事実はない。

(5) (3) ウについて

(ア)は不知。(イ)の第1文及び第2文は認め、第3文ないし第5文は否認ないし争う。

(ウ)は否認ないし争う。

(6) (3) エについて

第1段落は不知。なお、本件実験及び本件実験結果はA氏が行っており、原告は結果をA氏から聞いた程度であって、実験には全く関与していない。

第2段落について、被告村中から原告にメールで連絡があり、原告がこれに対応したことは認め、その余は否認する。被告村中は、成果発表会より1ヶ月半以上前の平成28年1月29日から、被告村中がウェッジで子宮頸がんワクチンの副反応問題についての記事を執筆しており、現状に関する原告の見解や今後の治療のあり方について話を聞きたいと、原告にメールで連絡をするようになった。

原告は、雑誌等のインタビューは極力遠慮しており協力できない旨、メールで返信をしたが、被告村中は、取材の形ではなく、短時間でいいので、後学のために原告の見解を聞かせてほしいと頼み、同年2月9日、原告は、被告村中からの電話による質問に対応した。

その後、同年3月22日、被告村中から原告へ、同月16日の成果発表会での原告の発表内容に関する質問がメールで届き、執筆の関係上、同月23日までに回答してもらいたい旨が書かれていたことから、原告は仕事の合間を縫って、同日、原告がわかる範囲での回答をした。これについて、同日中に被告村中から「お返事ありがとうございました」とのメールが届き、それ以上のやりとりはなかった。

第3段落及び第4段落は不知。

第5段落について、塩沢教授に対する取材は不知であり、その余は否認する。原告が被告村中からの質問等に対応していたことは、上記の通りである。

第6段落は否認。被告らに公益目的などなく、もっぱら原告個人を貶める目的

であったことは、前記の通りである。

(7) (4) について

否認ないし争う。

3 「第3」3以降について

否認ないし争う。

第2 被告村中準備書面(1)の認否

1 「2 本件訴訟において審理の対象とすべき摘示事実について」

(1) (1) について

否認ないし争う。後述する通り、一般人の読み方を基準とすれば、「手渡された」と書いておらずとも、A氏が原告に手渡したと読み取るとは明らかである。

(2) (2) について

第1段落は認め、その余は否認する。

原告の主張は一般人の読み方を基準としたものであり、被告村中の意図によって変わるものではない。

「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年4月19日科発第0419003号厚生科学科長決定)(甲12)も、研究活動の不正行為等の定義として、「捏造」とは「存在しないデータ、研究結果等を作成すること。」と掲げている。医師・ジャーナリストとして医学分野の研究に関する記事を執筆する被告村中が、この指針に掲げられた捏造の定義を知らないはずがない。被告らが、「捏造」と書いたことにより、原告や原告の研究班の研究者らが「存在しないデータ、研究結果等を作成」したとの事実を摘示したことは明らかである。

一般的にも、「捏造」という言葉の意味は、「事実でない事を事実のようにこしらえること」(新村出編『広辞苑』第6版)であり、評価を表す言葉ではない。「捏

造」に該当するか否かは、「事実でない事を事実のようにこしらえること」という事実の有無によって一義的に明確になるのであって、個々人ごとに異なり得る意見や評価などを意味する「論評」ではない。

また、本件各記事の記述から、被告村中が主張する本件各前提事実なるものを付け加えて論評したと読み取ることもできないし、本件各前提事実について捏造行為があったとの具体的な指摘もない。論評として「捏造」と表現したという被告らの主張は、研究活動の不正行為の定義を誤用したものであるばかりか、一般的な「捏造」の用法ともかけ離れている。

2 「3 事実の公共性及び公益目的性」

第1段落について、子宮頸がんワクチンの副反応に関する研究が国民の税金を使って行われたことは認めるが、その余は否認する。

第2段落について、平成25年6月、政府が子宮頸がんワクチン接種を積極的に勧奨しないと決定したことは認めるが、その余は知らないし否認する。

第3段落について、平成28年11月24日に厚労省が丙1のコメントをしたことは認めるが、その余は否認する。厚労省がこのようなコメントを発した経緯は後述する。

3 「4 本件摘示事実ア及び本件各前提事実が真実であること」

(1) (1) 及び (2) について

被告らがどのような取材をしたかは不知。

A氏が述べた事実として書かれたもののうち、(2)アは概ね認め、イないしエは否認する。なお、前述の通り、A氏が示した画像は、甲第5号証のスライドに掲載された画像（日本語の説明文字部分及び白線の円を除く）や、当該画像左側の脳の断面写真、スライド右上部分の棒グラフの画像（英語表示部分を含む）であり、このほかに、これらの血清と正常なマウス脳組織との反応による染色結果

の写真はない。

被告村中は、A氏がマウス実験について述べた内容について、本件雑誌記事（甲1）の記述を抜粋した内容などを断片的に説明するにとどまっており、A氏の語った内容を詳細に説明したものになっていない。

本当に、A氏が1時間以上にわたり具体的かつ詳細に説明を行ったというのであれば、その内容を証拠に基づき詳細に主張立証されたい。

(2) (3) について

A氏が本件マウス実験を行ったことは認め、その余は否認する。

(3) (4)

否認する。

4 「5 結論」

争う。

第3 原告の主張

1 事実の摘示であることについて

(1) 本件摘示事実1について

ア 被告ウェッジらの主張に対する反論

被告ウェッジらは、答弁書において、本件摘示事実1については事実の摘示であることを認めつつ、発表については平成28年3月16日の成果発表会だけでなく、NEWS23で放映された原告の発言も含めると主張する。

しかし、一般読者の普通の注意と読み方を基準に判断すると、「A氏によれば」として、A氏の話に基づき「重大な捏造である」（甲1）と断言した内容は、原告がスライドに基づいて発表をした場面を指しており、本件雑誌記事の前後の文脈からすれば、3月16日の成果発表会での発表を指すものと理解できる。NEWS23で放映されたのは原告のインタビューの一部であっ

て研究発表ではないし、原告の説明も報道機関の編集によりごくわずかな部分のみにとどまっている。本件雑誌記事の前後の文脈からしても、NEWS 23で放映された原告の発言を「発表」に含めると読み取ることはできない。

よって、一般人を基準とすれば、原告が訴状で主張した本件摘示事実1の通りであり、NEWS 23で放映された発言は含まれないというべきである。

イ 被告村中の主張に対する反論

被告村中は、準備書面(1)3頁において、本件摘示事実1について、本件各記事において、A氏から原告が子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたとの事実を摘示していないと主張する。

しかし、本件雑誌記事の本件摘示事実1に関する記述部分は、訴状3頁でも述べたように、「A氏によれば」から始まる段落は、「スライドだけを発表したのだという。」という部分までをA氏の話の紹介として書かれており、主語を省略して、A氏の体験を説明したものとして記述されている。たとえば、この段落の第2文「通常なら10~20匹は・・・3~5匹ずつ用いて、・・・をそれぞれ接種して観察した。」(甲1)に主語はないが、マウスを用い、ワクチンを接種して観察した人物がA氏であることは文脈から明らかである。これに続いて、「手渡した資料には」で始まる一文も、同様に、A氏が原告に手渡したことを示すことは文脈上明らかであり、それ以外の読み方は考え難い。

よって、やはり、本件摘示事実1は原告が訴状で主張したとおりの内容と解すべきである。

(2) 本件摘示事実2について

ア 被告ウェッジらの主張に対する反論

被告ウェッジらは、本件摘示事実2についても本件摘示事実1に対する反論と同様の主張をして、NEWS 23での原告の発言を含めての論評であると主

張する。

しかし、医学研究や実験について、医師を名乗る被告村中が「捏造」と記事に書くことで、「存在しないデータ、研究結果等を作成」した事実を摘示したことは明白であり、捏造という言葉の評価を表すものとして使用すること自体、前述の通り、この言葉の通常の用法とはかけ離れている。

本件摘示事実2についても、一般の読者の注意と読み方を基準として被告ウエッジらの主張のように理解することはできず、原告が訴状で主張した通り、原告が、本研究班のマウスを使った動物実験に関して捏造行為、具体的にはマウス実験について存在しないデータや研究結果等を作成した事実を摘示するものと解すべきである。

イ 被告村中の主張に対する反論

同様に、被告村中の本件摘示事実2に関する主張についても、「捏造」という表現を事実の摘示ではなく評価として用いることは通常ないこと、及び、被告村中が主張する本件各前提事実なるものを付け加えて論評したと読み取ることもできないことは、本書面第2の1(2)で述べた通りである。被告村中の主張は、医師として医学研究に関する記事を書くのであれば当然に理解しているはずの「捏造」の定義を全く無視するもので、一般の読者の読み方からもかけ離れたものである。

2 被告村中の求釈明は的外れである

被告村中は、原告の研究班が行った実験内容に関する求釈明を執拗に繰り返しているが、本件各記事の内容が真実であると主張するのであれば、端的に、本件各記事作成にあたっての調査・取材内容を証拠に基づいて主張すれば足りるはずであり、実験内容に関する求釈明は不要であり、回答する必要もない。

被告村中は、本件訴訟提起について、科学の問題を法律の問題にすり替えたと批判するが、このような姿勢自体、ジャーナリストの肩書で記事を書いた者にあるま

じき責任逃れである。科学に関する記事であれば名誉毀損行為を行ってよいということではなく、原告や原告の研究班が捏造をしたと書く根拠がないのに、本件各記事で捏造行為があったと書くことが名誉毀損の不法行為に当たることは明らかである。

本件訴訟は、本件各記事において捏造があると書き立てて原告の名誉を毀損したことに対する損害賠償請求であり、被告らが、本件各記事の作成に当たり、原告の行為が捏造であるとして書いても不法行為にならないだけの十分な事実調査と検討を行ったかが争点である。

3 NEWS 23のコメントは無関係である

被告らは、成果発表会における原告の説明内容のみならず、NEWS 23で放映された原告のコメントも根拠として、原告が研究過程で捏造行為をしたと本件各記事で書き立てたことに不法行為は成立しないと主張する。

被告らのこの主張は、出版社、ジャーナリストとは思えない不可解極まりなく、支離滅裂なものである。

報道機関は、報道機関の責任において取材し編集し発表する。取材対象者がインタビューにどのように答えようが、報道機関としてはそれを鵜呑みにしてはならず、視聴者読者に正確な事実が伝わるようにしなければならない。原告が報道機関のインタビューに応じて研究内容の説明を行った場合、報道機関は番組を作る際に、キャスターによる解説部分、フリップによる説明図、取材対象者の口頭説明などを組み合わせて、研究内容を視聴者にわかりやすく伝えるよう工夫する。これらの取材・編集・発表過程の責任を負うべきは報道機関であって、取材対象者ではない。原告はNEWS 23の番組作成の責任者でもなければ、番組作成に関与したこともない。原告がNEWS 23の番組を視聴者の誤解を招く内容にしたという事実もなければ、そのことから原告が研究不正や捏造行為をしたということは到底できない。

NEWS 23で放映された原告のコメントは、原告が取材で説明した内容のごく一部が番組に使われたに過ぎない。コメントの一部を抜粋して番組に使われ、原告

が意図しない文脈で視聴者が報道内容を理解することがあったとしても、それは、報道機関（本件ではTBS）の責任であって、原告の責任ではないし、原告が研究不正や捏造行為をおこなったことにはならない。

4 原告は本件実験に関与していない

被告ウェッジらは、「厚生労働科学研究費補助金公募要項」（乙2）や、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（乙3）を根拠に、原告が原告の研究班の研究活動の全てを把握・管理し、全責任を負うべき地位にあると主張する。

被告村中も、答弁書13頁において、原告は、本件マウス実験を含む本件研究の全てを把握・管理し、全責任を負うべき立場にあると主張する。

しかし、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（乙3）3頁「2 不正行為に対する関係者の責務」の第1文には、「研究の公正性を維持する一義的な責任は研究者が負うものである。」と書かれていることからわかるように、研究上の不正行為等に関する責任は、各研究を実施する研究者にある。「厚生労働科学研究費補助金公募要項」（乙2）5頁にも、研究代表者は、「研究計画の遂行」に全ての責任を負うと書かれているのであって、各研究内容に関する責任は、担当する各研究者が負うものである。

原告が、原告の研究班の研究活動の全てを把握・管理し、全責任を負うべき立場にあるとの被告らの主張は、乙第2号証や乙第3号証の解釈を意図的に歪曲するものであり、誤りである。

5 厚労省の異例の対応

被告村中は、答弁書4頁において、成果発表会における原告の発表について、厚労省が原告を強く非難するコメント（丙1）を発表したと主張する。

しかし、そもそも厚労省が設置した研究班について、マスコミに公開する形で成

果発表会を行ったことも異例であることに加え、原告の発表に関する厚労省担当者らの事前の関与をみれば、厚労省が原告を非難するコメントを発表することこそ異常である。

(1) 厚労省の判断でマスコミに公開された成果発表会

原告が代表を務める研究班の研究は、厚労省との協議を踏まえ、平成27年度のみ1年計画として申請し、この1年の研究によって、複数年をかけてさらに研究を継続する必要性が認められる課題を具体化することが主な目的であった。このような予備的な研究であることは、厚労省の担当者らも理解していた。

原告はこれまで過去18年にわたり、様々な研究テーマで、厚生労働科学研究費による研究班の班長を務めてきたが、マスコミに公開する形で研究班の成果発表会を実施したことはなく、今回の研究班の研究成果についても、同省が定める所定の形態や研究論文による発表以外に、あえて外部に公表する考えはなかった。

今回の研究については、平成28年1月8日の池田班での研究報告会(甲8)(非公開)、同年2月24日の牛田班との合同班会議(非公開)が行われたが、そのいずれにおいても、本件スライド(甲5)はだれからも問題にされなかった。2月の合同班会議には厚労省の担当者も出席していたが、本件スライド(甲5)について何も言わなかった。この当時、だれも本件スライド(甲5)の説明部分を問題にしなかったのは、公表されるものとしての認識がなく、今後マウス実験を本格的に行なうことの予告としての意味しかないものという認識しかなかったからである。

ところが、合同班会議後、厚労省の担当者が、突然、厚労省主催で、同年3月16日に、牛田班と池田班の成果発表会を公開で行うと言い出した。原告はこれまでも長年に亘って厚労省の研究班に関与してきたが、まだ始めたばかりの研究班の活動内容を公表したことがなかったことから、驚いた。

なぜ、今回の研究に限ってこのような公開の成果発表会を行うのか、原告には厚労省の意図が理解できなかったが、断ることも出来ないことから、原告は了解

し対応することにした。

(2) 厚労省担当者との入念な打ち合わせ

成果発表会の開催に当たり、原告は、厚労省の担当者と何度も打ち合わせをした。具体的には、成果発表会での公開用のスライドの内容を事前に厚労省の担当者に送付した上で、同年3月7日、10日、14日には、同省の担当者（医系技官）の求めに応じてそれぞれ修正し、同月15日に最終版を送付した上で、同月16日に発表した。

厚労省担当者は上記の各事前の打ち合わせでも、本件スライド（甲5）を公表するに先立って説明文言を修正した方がよい旨の指摘をしなかった。原告が厚労省の指示に従って修正した箇所があることとの対比からすれば、厚労省担当者も本件スライド（甲5）をそのまま公表することを問題にしていなかったのである。

(3) 成果発表会での原告の説明

成果発表会でも、原告は、スライド（甲4）の記述に基づき、厚労省担当者と事前に打ち合わせた内容で説明した。スライドでも、マウス海馬への自己抗体（IgG）を精製して、神経障害の機序を解明する旨の記述や（甲4、31枚目）、「個々のアジュバント成分の作用機序を解析する」（同）と明記して、本件マウス実験はあくまでも予備的であることを踏まえ、今後さらなる解析が必要であることを明確に説明していた。スライドの最後頁でも、「子宮頸がんワクチンの副反応の成因・病態は未だ不明な点が多い」（甲4、34枚目）ことを前提に、症状を訴える患者の治療を適切に行うべく、各診療科や研究班間等での相互協力と連携が不可欠であることを訴えており、子宮頸がんワクチン接種後に生じた症状が同ワクチンによるものであると断定した内容ではなかった。

以上の経過から、厚労省は、池田班の研究が予備的なものであることを承知しながら、通常は実施しない公開の成果発表会をあえて実施したことがわかる。発表内容についても、厚労省担当者と発表内容について何度も打ち合わせを行った上で、成果発表会で、原告が打ち合わせ済み内容を発表したに過ぎなかった。

ここでも、参加した記者らから本件スライド（甲5）の説明文に関する質問はなかった。

（4）成果発表会に関する報道

成果発表会后、医学雑誌は原告の説明を含め、成果発表会の内容を正確に記事にしていた（甲13、14）。原告が説明したスライド（甲4）や、これらの医学雑誌の記事を見てもわかるように、原告の発表の中心は、子宮頸がんワクチン接種後に神経障害を訴え出た患者の病態と治療方法に関するものであった。同ワクチン接種後に生じた症状の成因・病態には不明な点が多く、症状の発現時期と症状は多様であることを原告が説明したとの記事（甲14）からもわかるように、原告は、同ワクチン接種後の症状が同ワクチンによるものであるなどと断定したことはない。本件マウス実験の位置づけについても、今後、神経障害の機序を解明する必要があることや、個々のアジュバント成分（代理人注：ワクチンの効果を増強するための補助剤）の作用機序を解析する必要があると締めくくっており（甲4、31枚目）、医療関係者であれば予備的な実験であることがわかる説明になっていた。

NEWS23は、原告のインタビュー内容のごく一部を抜粋したものと、TBSが作成した図とナレーションによって、原告が代表を務める研究班の研究内容を紹介した。この報道の最後の部分で、マウスなどで見られた異常とワクチンの成分との関係について、今後、本格的な分析を進める予定であることを述べていたものの、本件マウス実験結果の説明について、原告からみると、やや不正確な報道がなされた。原告がインタビューを受けた際は、本件マウス実験は予備的な実験であると述べていたが、その部分は放映されなかった。

その後、本件各記事が発表された。

本件雑誌記事（甲1）が発表されると、被告大江は、一般人が自由に入出りできないはずの厚労省担当課の執務スペースに立ち入り、本件雑誌を同省職員各デスクに配布してまわるといふ異例の行動に出て、同省も被告大江による配布を

認めた。

そして、本件各記事を契機として、信州大学が調査委員会を設置し、同大学に所属する原告・塩沢教授・A氏の3名について、研究不正の有無についての調査を開始した。

(5) 信州大学による調査結果の発表と厚労省のコメント

信州大学調査委員会は、本調査の結果、原告・塩沢教授・A氏のいずれについても不正行為はないとの結果を公表した（丙2）。

この公表を受けて、厚労省はホームページ上にコメント（丙1）を掲載したが、その内容は、不正行為なしとの同委員会の結論を紹介することなく、原告の発表内容に不適切な点があり、国民に対して誤解を招く事態となったことを大変遺憾に思っております、というものであった。

前述の通り、成果発表会での発表に備えて、原告は、厚労省担当者と、発表に用いるスライドを共有して何度も打ち合わせをしたにもかかわらず、厚労省は、不正行為がなかったとの結論に触れなかったばかりか、原告の発表内容が不適切で大変遺憾であると、原告に責任があることのみを強調するコメントに終始した。

(6) 原告代理人らによる申入れ

訴状5頁にも書いた通り、本件各記事が取り上げたマウスを使った動物実験は、本研究班の分担研究者の一人である塩沢教授がA氏に行わせたものであり、原告は、塩沢教授から渡されたスライド（甲6）の中の1枚（甲7）をそのまま使用したに過ぎなかった。信州大学の調査を通じて、原告は、甲7のスライド中の日本語説明部分「サーバリックスだけに自己抗体（IgG）沈着あり」という記述は、より正確には、「沈着」ではなく「反応」という表現が的確であったことを知ったが（大学の調査過程で、本件マウス実験をしたA氏ではなく、塩沢教授がこの記載をしたことも知った）、平成28年1月8日の班会議、同年2月24日の合同班会議、成果発表会に向けた厚労省担当者ととの打ち合わせのいずれにおいても、誰も、このスライドの日本語説明部分に疑問を示さず、原告自身も気がつかなかっ

たものであった。

その後、原告は、このスライドの日本語説明部分に不正確な点があったことを認め、訂正したスライドを厚労省に提出することにしたが、上記の経過にもかかわらず、厚労省が、原告の社会的責任だけを強調し、厚労省として「大変遺憾に思っております」と原告個人を批判したコメントを公表した。

そこで、平成28年12月27日、原告代理人らは、このような厚労省の見解に抗議し、訂正を求める申入れ書（甲15）を厚労省の担当者に手渡した。

（7）小括

以上のように、厚労省は、予備的な研究であることを知りながら、本研究班の研究内容をあえてマスコミに公開して発表させ、発表資料の作成にあたっては、本研究班の各研究者が第一次的に資料を作成した上で原告がこれを取りまとめ、さらに同省の担当者による複数回の修正の指摘を経て完成させたものであることを十分承知しながら、本件各記事（特に本件雑誌記事）により「捏造」の指摘がなされるや、態度を一変させて、原告の責任だけを強調する姿勢に終始している。このような厚労省の対応は、公平を欠き、被告らに加担するものである。

第4 求釈明

本件各記事は、A氏の説明をところどころで引用する形で書かれているが、A氏が記事にあるような内容の説明をしたとは到底考えられない。A氏の説明に基づいて本件各記事を執筆したのであれば、A氏の取材時に、A氏の話を確認しているはずである。特に本件各記事のように医学分野についての高度な知見を要する取材であれば、対象者の説明内容を正確に記録するためにも録音する必要性は高い。A氏の取材が十分なものであったか否かを明らかにするために、A氏の取材を確認した音声データを証拠として提出されたい。

以上